

## ○瑞浪市都市計画審議会設置条例

平成12年5月2日条例第39号

改正

平成25年12月20日条例第26号

## 瑞浪市都市計画審議会設置条例

瑞浪市都市計画審議会設置条例（昭和55年条例第42号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第77条の2第1項の規定に基づき、瑞浪市都市計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 審議会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- （1）法の規定によりその権限に属された事項を調査審議すること。
- （2）市長の諮問に応じ本市の都市計画に関する事項を調査審議すること。
- （3）本市の都市計画に関する事項について、関係行政機関に建議すること。

（組織）

第3条 審議会は、次に掲げる者のうちから市長が任命する委員をもって組織する。

- （1）学識経験を有する者 4人以内
- （2）市議会の議員 4人以内
- （3）関係行政機関若しくは県の職員又は市民 4人以内

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補充により任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

（臨時委員及び専門委員）

第4条 審議会に、特別の事項を調査審議させるために必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 審議会に、専門の事項を調査させるために必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

3 臨時委員及び専門委員は、市長が任命する。

4 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したとき、専門委員は当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

（会長）

第5条 審議会に会長を置き、第3条第1項第1号に掲げる者につき任命された委員のうちから委員の選挙によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聞くことができる。

（幹事）

第7条 審議会に、審議会の庶務を処理するため幹事若干人を置く。

2 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け会務を処理する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、建設部都市計画課にて処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は公布の日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則（平成25年12月20日条例第26号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

## ○瑞浪市都市計画審議会設置条例運営規則

平成12年5月18日規則第37号

改正

平成19年3月7日規則第6号

平成21年3月26日規則第14号

平成25年12月20日規則第43号

## 瑞浪市都市計画審議会設置条例運営規則

(趣旨)

第1条 この規則は瑞浪市都市計画審議会設置条例（平成12年条例第39号以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、瑞浪市都市計画審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(会長の任期等)

第2条 会長の任期は、委員の任期とする。

2 会長がその職を辞したときその他会長が欠けたときは、次回の審議会において条例第5条第1項の規定によりこれを定める。

(審議会の招集)

第3条 審議会は、会長が招集する。

2 会長は、審議会の会議を招集しようとするときは、招集期日の3日前までに議案を添えて、日時及び場所を委員に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

(委員の代理)

第4条 委員は、都合により審議会に出席できないときに、代理人を出席させることはできない。ただし、条例第3条第1項第3号の委員については、開催日の3日前までに会長に委任状を提出し、代理人を出席させることができる。

(幹事会の設置)

第5条 審議会は、都市計画に関わる基本事項を協議するために審議委員及び幹事の組織（別表）により幹事会を設置する。

2 幹事長は審議会会長とする。

3 幹事会は幹事長が招集する。

4 幹事会委員は、学識経験者から会長他1人とし、1人は会長が指名し定め、市議会の議員から2人を互選し定める。

5 幹事長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、説明又は意見を聞くことができる。

6 幹事会は次に掲げる事項を協議する。

(1) 審議会を執行するための方針に関する事項

(2) 審議会の招集及び付議すべき事項

(3) 運営規則の制定又は改廃に関する事項

(4) その他幹事会において必要と認めた事項

(審議会の傍聴)

第6条 会長は、傍聴の申出があったときは、審議会に諮るものとする。

2 前項の場合において、審議会は出席した委員（議事に関係ある臨時委員は除く。）の過半数をもって傍聴の可否を決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 会長は、前条第2項の規定により審議会が傍聴を認めた場合において、会場の広さその他の合理的な理由があるときは、傍聴人の数を制限することができる。

4 会長は、傍聴人が議事の進行を妨げる等の行為をしたときは、その者に退去を命ずることができる。

(臨時委員及び専門委員の人数及び報酬)

第7条 臨時委員及び専門委員の各委員の人数は3人以内とする。

2 報酬及び費用弁償は、瑞浪市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例に準ずる。

(議事録の作成)

第8条 審議会の議事については、議事録を作成し、会長及び会長が指名した2人がこれに署名するものとする。

2 前項の議事録は、議事の要旨を記載することにより作成することができる。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、この規則の運営に関し必要な事項は会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則 (平成19年3月7日規則第6号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行の際、現に従前の規則の規定に基づいてなされた処分又は手続きは、この規則の相当規定に基づいてなされた処分又は手続きとみなす。

附 則 (平成21年3月26日規則第14号)

(施行期日)

1 この規則は平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に従前の規則の規定に基づいてなされた処分又は手続きは、この規則の相当規定に基づいてなされた処分又は手続きとみなす。

附 則 (平成25年12月20日規則第43号)

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に従前の規則の規定に基づいてなされた処分又は手続きは、この規則の相当規定に基づいてなされた処分又は手続きとみなす。

別表 幹事会の組織

学識経験者	会長他1人
市議会の議員	2人
市執行部 幹事	総務部長
	企画政策課長
	企画政策係長
	建設部長
	都市計画課長
	都市政策係長